



埼玉県報

第 3021 号
平成 30 年(2018 年)
7 月 20 日
金曜日

目次

告示

- 職員用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 国土調査としての指定（土地水政策課）
- 埼玉県職員出退勤管理システム機器賃貸借に関する入札公告（人事課）
- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示（税務課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 土地収用法による事業認定（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 平成 30 年度パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示（交通規制課）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第七百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課ネットワーク・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年5月30日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 関東支店 さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地17

5 落札金額

620,913,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月3日

告 示

埼玉県告示第八百号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成三十年七月二十四日（火）から平成三十年八月二十日（月）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成三十年九月下旬、平成三十年十月中旬から十二月上旬又は平成三十一年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十年八月二十三日（木）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

告 示

埼玉県告示第八百一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として平成三十年七月四日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
加須市	飯積Ⅱ（飯積の一部）	平成三十年七月四日から 平成三十一年三月三十一日まで
加須市	飯積Ⅲ（飯積の一部）	平成三十年七月四日から 平成三十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県職員出退勤管理システム機器賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年2月1日（金）から平成36年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県総務部人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部人事課管理担当 浜島、宮内 電話048-830-2437（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月10日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月7日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年9月7日（金）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部人事課 平成30年9月10日（月）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年8月6日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年8月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Lease for equipment to manage work time attendance of Saitama Prefectural Government employees

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: By 10:00 a.m. September 10, 2018

By registered mail or in person: Must be received by 5:00 p.m. September 7, 2018

(3) Contact Information:

Mr. Yoshitomo Hamajima, Mr. Ryo Miyauchi, Management Group

Personnel Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2437

告示

埼玉県告示第八百三三号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

指定年月日	平成三十年 七月十一日
法人又は団体の 名称	社会福祉法人福祉 楽団
代表者の氏名	飯田 大輔
主たる事務所の所在地	千葉県香取市沢二千四 百五十九番一

告 示

埼玉県告示第八百四号

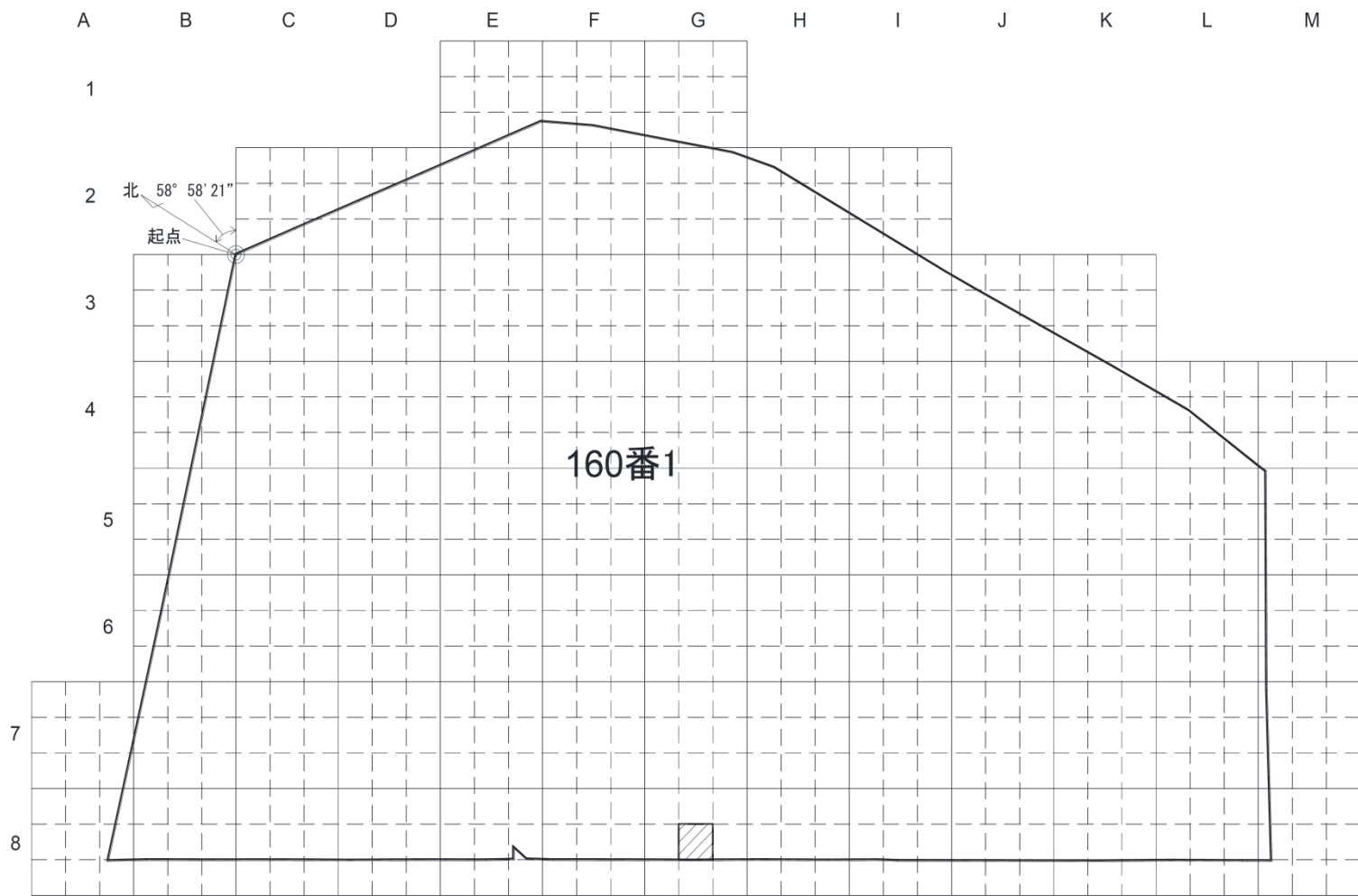
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第七百十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県鴻巣市前砂字袋百六十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去

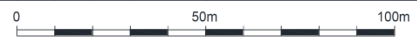
別図



【起点】
 起点は、埼玉県鴻巣市前砂字袋160番1の最北端とする。

【格子の回転角度(58° 58' 21")】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として、時計回りに回転させた角度を示す。

---:単位区画 —:30m格子
 —:敷地境界
 ▨:要措置区域の指定を解除する区域



告 示

埼玉県告示第八百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目七百四十二番地 四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計百八十五者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計百八十五者

ハ 変更年月日

平成三十年六月九日 外

ニ 届出年月日

平成三十年七月十一日

二 縦覧期間

平成三十年七月二十日から平成三十年十一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月二十日から平成三十年十一月二十日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第八百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク西方店

埼玉県越谷市大字西方字上手三千六一一外

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 七〇立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 七〇立方メートル

ハ 変更年月日

平成三十一年三月六日

ニ 届出年月日

平成三十年七月五日

二 縦覧期間

平成三十年七月二十日から平成三十年十一月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年七月二十日から平成三十年十一月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百七号

平成二十九年埼玉県告示第千六百十四号で公示した公共測量は、平成三十年七月六日終了した旨測量計画機関である深谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百八号

平成三十年埼玉県告示第九十六号で公示した公共測量は、平成三十年六月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県北本県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百九号

測量計画機関である吉川市吉川中央土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市吉川中央土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（四級基準点 街区・画地出来形確認測量）

三 作業地域

吉川市吉川中央土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成三十年六月二十八日から平成三十年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 起業者の名称

さいたま市

二 事業の種類

一般国道百二十二号改築工事（蓮田岩槻バイパス・埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下地内から同市岩槻区加倉二丁目地内まで）

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下、並木一丁目、並木二丁目及び加倉二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県さいたま市岩槻区大字平林寺地内から同市岩槻区加倉二丁目地内までの延長二千八百メートルの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道百二十二号改築工事（蓮田岩槻バイパス）（以下「本件事業」という。）のうち、前記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件に適合すると判断される。

ロ 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者であるさいたま市は、既に本件事業を開始していること、道路法第七十条第一項の規定により、指定市の区域内に存する一般国道の改築は当該指定市が行うものとされており、本件区間は、同法第十三条第一項の指定区間に該

当しないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件に適合すると判断される。

ハ 法第二十条第三号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道百二十二号（以下「本路線」という。）は、栃木県日光市を起点とし、群馬県桐生市等を経由して、東京都豊島区を終点とする延長百六十四・一キロメートルの一般都県を結ぶ主要幹線道路である。

埼玉県内における本路線は、東京外環自動車道をはじめとして多数の国道、県道と連結し道路交通網の一環を形成しており、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき埼玉県が策定した「埼玉県地域防災計画」において、第一次特定緊急輸送道路に指定されている。

さいたま市内における本路線は、蓮田市、さいたま市及び川口市を南北に結び、東北縦貫自動車道の岩槻インターチェンジ及び浦和インターチェンジ、一般国道十六号、一般国道四百六十三号並びに主要地方道さいたま春日部線が交差する交通の要衝となっており、地域の産業、経済、文化及び生活を支える重要な路線となっている。

本路線のうち、蓮田市閏戸地内からさいたま市岩槻区加倉地内までの延長九千メートルの区間については、順次四車線のバイパス方式による整備が進められ、本件区間のみが二車線整備のまま残されている。

本件区間については、朝夕の通勤時間帯を中心に自動車交通が集中して交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成二十二年度の道路交通センサスによると、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）の自動車交通量はさいたま市岩槻区大字平林寺地内で、一万六千九百五十七台／日であり、混雑度は一・六〇となっている。

本件事業の完成により道路の交通容量が確保され交通混雑が緩和されるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十六年三月に同法に準じて、大気質、騒音等につい

て、任意で本件事業が及ぼす影響を検討している。その結果、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については、遮音壁等の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

本件事業が自然環境に与える影響については、起業者が平成二十八年九月に任意で実施した調査によると、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、トウキョウダルマガエル、コオイムシ等が確認されている。

これらのうち、ハヤブサ、オオタカ等の鳥類については、営巢は確認されておらず、またその他の種についても同様の生息環境が周辺に広く残されていることなどから、影響は軽微であるとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ウスゲチヨウジタデ、ミゾコウジユ、カワヂシャ等が確認されているが、事業区域外で確認された種であるため、影響は軽微であるとされている。

加えて、起業者は、本件事業中に保護のために特別な措置を講ずべき種が確認された場合は、専門家の指導・助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が五箇所存在するが、起業者はさいたま市教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑を緩和し、安全かつ円滑な自動車交通を確保するために、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三種第二級の規格に基づく片側二車線の四車線道路に整備する事業であり、本件事業の事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートは上下セパレート案（橋梁）（以下「申請案」という。）、上下セパレート案（トンネル）及び四車線集約案の三案について検討が行われている。申請案と他の二案とを比較すると、申請案は、土地利用面において支障物件はなく、現道と離れた場所に新設するため、施

工時に現道交通に与える影響はほとんどないこと、事業費が三案中最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるため、法第二十条第三号の要件に適合すると判断される。

ニ 法第二十条第四号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

ハ(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生し、交通事故が多発しており、その改善を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件に適合すると判断される。

ホ 結論

イからニまでに掲げるとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課

告 示

埼玉県告示第八百一十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―二八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市永沼字向通二〇二四番九 外 二十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三十二・五四立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県飯能市大字双柳九百四十七番地七

横田 実

二 取消年月日

平成三十年七月十三日

告 示

埼玉県告示第八百十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県飯能市大字双柳九百四十七番地七

エフ・エム・テイ合同会社

二 指定年月日

平成三十年七月十三日

告 示

埼玉県告示第八百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成三十年七月一日から平成三十一年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 住所

千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目四番七号

二 名称及び代表者の氏名

サンエス警備保障株式会社

代表取締役 大野 淳史

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年七月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
一地从先まで 先から同市栗橋北二丁目三三九六番 久喜市栗橋北二丁目三三九二番二地		区 間
七・一七〇 一〇・七一	七・一七〇 八・六八	敷地の幅員 (メートル)
一九五・一五	二三七・二五	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年七月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>羽生外野栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市栗橋北二丁目三三九二番二地先 から同市栗橋北二丁目三三九六番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年七月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年七月二十日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十三号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長 一九五・一五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年七月二十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年七月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成三十一年度当初教職員人事異動方針について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 櫻幸会 特別養護老人ホーム行田さくらそう	埼玉県行田市藤間三百五十二番 地一
老人ホーム	株式会社ベストライフ 介護付有料老人ホームベストライフ 南浦和	埼玉県さいたま市南区南浦和二 丁目十番三号